

## 第 210 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	2021 年 4 月 16 日（金）午前 10 時 00 分～11 時 20 分 経済調査会会議室
出席委員	加藤佳孝、小路直彦、土屋貴裕、野口貴文（委員長）（五十音順）

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果																					
1. 前回議事概要の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回議事概要案が承認された。</li> </ul>																					
2. 「積算資料」5 月号土木系資材の価格変動の妥当性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査対象資材のうち、5 月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;">&lt;品目&gt;</th> <th style="text-align: center; width: 20%;">[地区]</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"><b>【上申した資材】</b></td> </tr> <tr> <td>H形鋼</td> <td style="text-align: center;">九州</td> <td>需要は中小の建築工事向けが依然として低調で、流通業者の在庫は増加している。値上げの浸透が遅れていた九州地区では、原材料費上昇の未転嫁分の価格交渉が進展し、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td style="text-align: center;">横浜</td> <td>原材料、輸送コスト増加を理由に組合は一昨年 8 月より値上げを打ち出す。新型コロナの影響もあり交渉は難航したが、今年に入り改めて売り腰を強めたところ、大型物件を中心に値上げの一部が浸透し、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td style="text-align: center;">甲府</td> <td>原材料、輸送コスト増加を理由に組合は昨年 6 月より値上げを打ち出す。一昨年の値上げから時間が経っておらず、値上げ幅も大きいため交渉は難航したが、今年に入り値上げ幅を圧縮して売り腰を強めたところ、需要者が受け入れ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td>中東産原油価格は新型コロナ流行前の水準まで戻り、高値水準で推移。5 カ月連続の元売卸価格の引き上げを受け、販売会社は採算確保のため仕入価格上昇分の価格転嫁を進め、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>ストレートアスファルト</td> <td style="text-align: center;">那覇</td> <td>沖縄地区では、県内唯一の油槽所を有するメーカーがプライスリーダー社となっている。同社は 2 月以降の原油価格上昇を受け、3 月からトン当たり 7,000 円の値上げを実施し、市況上伸。</td> </tr> </tbody> </table>	<品目>	[地区]	(理由)	<b>【上申した資材】</b>			H形鋼	九州	需要は中小の建築工事向けが依然として低調で、流通業者の在庫は増加している。値上げの浸透が遅れていた九州地区では、原材料費上昇の未転嫁分の価格交渉が進展し、市況上伸。	生コンクリート	横浜	原材料、輸送コスト増加を理由に組合は一昨年 8 月より値上げを打ち出す。新型コロナの影響もあり交渉は難航したが、今年に入り改めて売り腰を強めたところ、大型物件を中心に値上げの一部が浸透し、市況上伸。	生コンクリート	甲府	原材料、輸送コスト増加を理由に組合は昨年 6 月より値上げを打ち出す。一昨年の値上げから時間が経っておらず、値上げ幅も大きいため交渉は難航したが、今年に入り値上げ幅を圧縮して売り腰を強めたところ、需要者が受け入れ、市況上伸。	軽油	全国	中東産原油価格は新型コロナ流行前の水準まで戻り、高値水準で推移。5 カ月連続の元売卸価格の引き上げを受け、販売会社は採算確保のため仕入価格上昇分の価格転嫁を進め、市況上伸。	ストレートアスファルト	那覇	沖縄地区では、県内唯一の油槽所を有するメーカーがプライスリーダー社となっている。同社は 2 月以降の原油価格上昇を受け、3 月からトン当たり 7,000 円の値上げを実施し、市況上伸。
<品目>	[地区]	(理由)																				
<b>【上申した資材】</b>																						
H形鋼	九州	需要は中小の建築工事向けが依然として低調で、流通業者の在庫は増加している。値上げの浸透が遅れていた九州地区では、原材料費上昇の未転嫁分の価格交渉が進展し、市況上伸。																				
生コンクリート	横浜	原材料、輸送コスト増加を理由に組合は一昨年 8 月より値上げを打ち出す。新型コロナの影響もあり交渉は難航したが、今年に入り改めて売り腰を強めたところ、大型物件を中心に値上げの一部が浸透し、市況上伸。																				
生コンクリート	甲府	原材料、輸送コスト増加を理由に組合は昨年 6 月より値上げを打ち出す。一昨年の値上げから時間が経っておらず、値上げ幅も大きいため交渉は難航したが、今年に入り値上げ幅を圧縮して売り腰を強めたところ、需要者が受け入れ、市況上伸。																				
軽油	全国	中東産原油価格は新型コロナ流行前の水準まで戻り、高値水準で推移。5 カ月連続の元売卸価格の引き上げを受け、販売会社は採算確保のため仕入価格上昇分の価格転嫁を進め、市況上伸。																				
ストレートアスファルト	那覇	沖縄地区では、県内唯一の油槽所を有するメーカーがプライスリーダー社となっている。同社は 2 月以降の原油価格上昇を受け、3 月からトン当たり 7,000 円の値上げを実施し、市況上伸。																				

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果												
<p>○甲府地区の生コンクリートのヒアリング調査で、「リニア工事の工期が令和5年度まで」とあったが、その間生コンの単価は変わらないのか。見直しがあるのか。</p> <p>○H形鋼について、全般に需給が緩和している状況なのに、先行き強含みとしている理由はなぜか。</p> <p>3. 「積算資料」5月号建築系資材の価格変動の妥当性について</p> <p>○電線・ケーブルのヒアリング調査で、銅価について、世界経済が回復基調の中でも、今後のさらなる価格上昇は見込んでいなく、急落の可能性もあるような業者の見通しは、どのような理由からか。</p>	<p><b>【下落した資材】</b></p> <p>鉄スクラップ 全国（福岡、那覇除く）</p> <p>コロナ禍の影響で問屋への入荷は引き続き低調だが、電炉メーカーの鋼材生産が低調なことに加え、海上運賃の上昇や配船遅延から輸出量は減少に転じ、輸出向け価格も下落。国内需給は緩和し、電炉メーカーは炉前購入価格を引き下げ、市況下落。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には、当初契約した単価が通期で適用されるが、大きな物価変動があった場合は、発注者がスライド条項を適用して、設計単価が変更される場合もある。</li> <li>・全国ときわ会の在庫量は、需給の均衡する目安が20万tと言われているが、2月末時点ではまだ20万tに達していなかった。コロナの影響もあり、流通状況は低調だったが、在庫状況としては必ずしも多くはなかった。今後在庫量がどのように推移していくかにもよるが、鉄鉱石や副資材費が上昇しており、メーカー、流通業者とも今後もコスト上昇分を転嫁していかなければならない中で、強含みの状況が続くと見ている。</li> <li>・審査対象資材のうち、5月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;"><b>&lt;品目&gt;</b></td> <td style="text-align: center; width: 33%;"><b>【地区】</b></td> <td style="text-align: center; width: 33%;"><b>(理由)</b></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><b>【上伸した資材】</b></td> </tr> <tr> <td>型枠用合板</td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td>産地では新型コロナによる活動制限令から生産が低水準で推移しており、国内への入荷量は減少、市中の品薄感は強まっている。販売側は仕入価格上昇から強気の販売姿勢を継続し、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブル</td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td>首都圏の再開発向けも一時の勢いはなく、需要は盛り上がり欠けている。国内電気銅建値はt当たり104万円と高値水準で推移。流通側のコスト上昇分の値上げが徐々に浸透し、市況上伸。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流通業者の過去の経験からとなるが、前回、銅価が100万円台をつけたのが2007年7月期で、月平均が101万9,000円であった。リーマンショック前だったこともあるが、その後、先行き不透明な状況が出てきて、その年の12月に79万円まで急落している。なので、現状、銅価が高騰している中で、かなり警戒感が高くなっているためと思われる。</li> </ul>	<b>&lt;品目&gt;</b>	<b>【地区】</b>	<b>(理由)</b>	<b>【上伸した資材】</b>			型枠用合板	全国	産地では新型コロナによる活動制限令から生産が低水準で推移しており、国内への入荷量は減少、市中の品薄感は強まっている。販売側は仕入価格上昇から強気の販売姿勢を継続し、市況上伸。	電線・ケーブル	全国	首都圏の再開発向けも一時の勢いはなく、需要は盛り上がり欠けている。国内電気銅建値はt当たり104万円と高値水準で推移。流通側のコスト上昇分の値上げが徐々に浸透し、市況上伸。
<b>&lt;品目&gt;</b>	<b>【地区】</b>	<b>(理由)</b>											
<b>【上伸した資材】</b>													
型枠用合板	全国	産地では新型コロナによる活動制限令から生産が低水準で推移しており、国内への入荷量は減少、市中の品薄感は強まっている。販売側は仕入価格上昇から強気の販売姿勢を継続し、市況上伸。											
電線・ケーブル	全国	首都圏の再開発向けも一時の勢いはなく、需要は盛り上がり欠けている。国内電気銅建値はt当たり104万円と高値水準で推移。流通側のコスト上昇分の値上げが徐々に浸透し、市況上伸。											

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果
<p>○型枠用合板について、輸入量が減少し品薄感が強まっているとのことだが、輸入業者が輸入量を抑制しているのか、産地側が需給を引き締めるために減産しているのか。</p> <p>4. その他 (1) 次回開催予定</p>	<p>・産地国で輸出規制しているのは北米の木材である。型枠用合板については、主要産地のマレーシアが時期的に天候もよくなか、原木が集まっていないので、産地国倉庫も空になっている状況である。製造工場の伐採職人が主にインドネシアの方が帰国して戻ってこられず、人手不足からかなり製造を絞っている。産地の価格も上がっているが、量を出そうにも出せない状況で、注文を入れても入ってこない状態になっている。</p> <p>・2021年5月17日（月）15時～17時と決定。</p> <p style="text-align: right;">(以 上)</p>

## 価格審査委員会規約

### (目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

### (委員会の事務)

第 2 条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

### (委員会の委員及び任期)

- 第 3 条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、代表理事が委嘱する。
- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
  - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、非常勤とする。

### (委員長)

- 第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、委員会を代表する。
  - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

### (審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて代表理事に対し審査結果の報告または助言を行う。

### (意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由等の資料を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改定施行する。